

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	3
(1)	提出議案について	3
①	議案第1号 令和8年度矢板市一般会計補正予算（第1号）	3
②	議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	5
(2)	協議事項について	6
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	6
(3)	報告事項について	7
①	報告第1号 市長の専決処分事項報告について 専決第2号 矢板市 市税条例の一部を改正する条例	7
②	報告第2号 市長の専決処分事項報告について 専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	7
③	報告第3号 市長の専決処分事項報告について 専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7
④	令和9年度職員採用について	9
⑤	矢板市庁舎整備基本計画の策定について	10
⑥	固定資産税及び都市計画税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）特例割合の設定について	12
⑦	子育てに、ヨユウを。プロジェクトの開始について	13
⑧	矢板市子育て支援 ヨユウをつくる 12の「0円」パッケージについて	15
⑨	土地改良事業の実施について	16
⑩	工事請負契約の締結に係る議案の提出予定について	16
⑪	矢板市水道事業変更認可申請について	17
4	その他	19
5	閉会	19

日 時 令和8年5月14日(木) 午前10時00分～午前10時45分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長
- ⑤ 市民福祉部長
- ⑥ 経済産業部長
- ⑦ 生活環境局長
- ⑧ 教育部長兼教育総務課長
- ⑨ 財政課長
- ⑩ 総務人事課長
- ⑪ 税務課長
- ⑫ こども課長
- ⑬ 農林課長
- ⑭ 商工観光課長
- ⑮ 建設課長
- ⑯ 上下水道事務所次長

- 森 島 武 芳
- 印 南 洋 之
- 伊 藤 由 悟
- 村 上 治 良
- 高 橋 理 子
- 山 口 武
- 佐 藤 裕 司
- 佐 藤 賢 一
- 矢 板 洋
- 加 藤 清 美
- 高 久 聡 子
- 斎 藤 敦 子
- 山 下 征 子
- 杉 山 太 郎
- 小 林 徹
- 高 久 英 治

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 局長補佐 橋 本 幸 江
- ③ 主査 山 下 友 太 郎

1 開 会

○議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10:00）

初めに市長から御挨拶があります。

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、日頃より市政の発展と市民福祉の向上のために御尽力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

また、本日、第 409 回随時会議を開催いただきまして、ありがとうございます。今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項 3 件、補正予算 1 件及び人事案件 1 件の計 5 件でございます。

これらのうち、議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、本市固定資産評価審査委員会委員であります中山文生氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって退任したことに伴い、後任の委員に村上幸男氏を選任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めらるものでございます。

人事案件につきましては、慣例によりまして即決をもって議決くださいますようお願いを申し上げます。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第 1 号 令和 8 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長 3、議題、(1)提出議案について、①について説明を求めます。

○財政課長（矢板洋） 議案第 1 号について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、早期のデータセンター集積に向けた関係機関等との協議に係る事業計画の精緻化・具体化を図るためのデータセンター集積事業計画精緻化等支援業務委託に係る経費について補正するものでございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号 令和 8 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）、以下の朗読は省略させていただきます。2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。上の段の歳入につきましては、19 款繰入金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は 2,500 万円、歳入総額は 170 億 700 万円となります。下の段の歳出につきましては、7 款商工費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は 2,500 万円。歳出総額は 170 億 700 万円となります。

続きまして、予算に関する説明書で御説明いたします。予算に関する説明書の 4 ページ、5 ページをお願いいたします。

2 の歳入でございます。19 款繰入金の 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、今回の補正予算対応のため基金を取り崩すものでございます。

続きまして、下段の 3 の歳出でございます。7 款商工費の 1 項 2 目商工振興費の企業誘致推進事業は、早期のデータセンター集積を図るため、関係機関等との協議に必要なデータセンター集積事業計画の精緻化等の支援業務委託に係る経費を追加計上するものでございます。

簡単ですが、説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○神谷議員 2,500万円という予算についてですが、なぜこの時期にこのような補正を組まなければならないのか、その理由をお聞かせください。

○商工観光課長（杉山太郎） データセンターの誘致につきましては、電力や通信関係、行政機関などとの具体的な協議を進めるにあたり、全国の競合自治体との誘致競争の中で、スピード感を持った対応が非常に重要な要素となっております。

このたび、以前から進めておりましたデータセンターの誘致において、早期により具体的な資料作成や調査を実施する必要性が生じたため、この時期の補正予算計上に至ったものでございます。

○榊議員 この予算の具体的な内容について、もう少し詳細をご説明いただけますでしょうか。

○商工観光課長 今後、データセンターの誘致に向けまして、電力や通信関係、また行政機関とのより具体的な協議を行うため、矢板市の持つポテンシャルを最大限に伝えるための資料を作成いたします。

具体的には、専門家による図面の作成やデータの整理、電力・通信に関する詳細な調査、またインフラ整備に向けた積算など、高度な専門性を要する業務を委託するための費用となっております。

○議長 ほかに御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

② 議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総合政策部長（村上治良） それでは議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めらる。

それでは、村上幸男氏の履歴書をお開きください。

固定資産評価審査委員会委員の任期は 3 年でございます。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりとなっております。

職歴といたしましては、昭和 58 年に栃木県職員となり、記載のとおり総合政策部、保健福祉部、商工労働観光部などで要職を務められました。

令和 3 年 3 月に保健福祉部参事兼岡本台病院事務局長をもって退職され、その後も引き続き令和 7 年 3 月まで病院経営等で御活躍された方でございます。

なお、令和 7 年 7 月から現在に至るまで、矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員を務められている方でもございます。

村上幸男氏の説明は以上となります。以上で議案第 2 号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） 「①会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて」御協議申し上げます。

令和8年矢板市議会定例会の議会運営については、去る5月8日及び本日、第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

通年議会の実施により、会期については、本日から令和9年4月29日までの351日間とし、第409回随時会議の会議期間については、本日1日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思っております。また議案第2号については、人事案件でありますので、委員会付託省略に加え、質疑、討論についても省略をお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

- ① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について 専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例
 - ② 報告第2号 市長の専決処分事項報告について 専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例
 - ③ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について 専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
-

○議長 (3)報告事項について、①から③までについて一括説明を求めます。

○税務課長(高久聡子) それでは、報告第1号、報告第2号及び報告第3号について御説明いたします。

報告第1号から第3号につきましては、市長の専決処分事項の報告でございまして、専決第2号から第4号まで、市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

令和8年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、4月1日から施行されるものの改正でございまして、改正の概要につきましては、3月の全員協議会において御報告申し上げたところでございます。

報告事項の1ページを御覧ください。

報告第1号 市長の専決処分事項報告について及び2ページ専決第2号専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきまして、3ページ「矢板市市税条例の一部を改正する条例」について、改正の内容を説明させていただきます。

主な改正について、申し上げます。

初めに5ページ、第18条の3から7ページまでの改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とする改正

でございます。

続きまして、8ページの第33条第3項は、所得割の課税標準について、特定配当等に大口株主等の配当を含める改正でございます。

次に、10ページ下段の第80条から25ページ中段までの改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正でございます。

次に、25ページ中段の附則第4条の4から28ページ中段にかけては、地方税法の附則第5条の4に規定されていた個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の削除に伴う改正でございます。

次に、28ページの附則第6条は、附則第5条の4の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正でございます。

次に、30ページの附則第8条の2から37ページまでの改正は、項ずれによる改正や用語の整備等でございます。

続きまして37ページ下段の附則第13条の2から47ページまでの改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正でございます。

次に、47ページ下段の付則第14条の3から61ページまでの改正は、法附則第5条の4の削除に伴う改正と、適用期限の延長に伴う改正でございます。

そのほかの改正につきましては、課税特例の期間延長や用語等の改正となっております。施行期日、経過措置につきましては61ページ附則に記載のとおりでございます。

続きまして63ページになります。

報告第2号 市長の専決処分事項報告について、64ページ専決第3号 専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきまして、次のページ「矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、改正内容の説明をさせていただきます。

この改正は、地方税法の附則第 15 条各項の引用条文の項ずれに伴う改正で
ございます。施行期日、経過措置につきましては 67、68 ページの記載のと
おりでございます。

続きまして 69 ページになります。

報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について、70 ページ専決第 4 号 専
決処分書につきましては朗読を省略させていただきまして、次のページ「矢板
市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について改正の内容の説明を
させていただきます。

初めに、71 ページ、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額に
係る限度額を 67 万円に引き上げ、次に 72 ページ、子ども・子育て支援納付金
課税額に係る限度額を 3 万円に設定するものであります。

続きまして 78 ページ、軽減判定所得については、算定における被保険者の
数に乗すべき金額を改め、5 割軽減では 31 万円、次に 80 ページ、2 割軽減で
は 57 万円に引き上げるものであります。

次に、86 ページ下段は、子ども・子育て支援納付金に係る 18 歳未満の被保
険者の均等割額については、全てを減額するものであります。

施行期日、適用区分につきましては 87 ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 令和 9 年度職員採用について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○総務人事課長（加藤清美） 令和9年度職員採用について御報告いたします。

このたびの職員採用につきましては、近年の学生の就職活動の早期化に対応し、優秀な人材を確保するため、採用日程のさらなる早期化を行いました。

具体的な採用試験のスケジュールといたしましては、5月1日から募集を始めておまして、6月1日までを受付期間とし、最終合格者の発表を7月下旬として実施いたします。

採用区分・人数につきましては、一般事務4名程度、建築・土木技師を1名程度としております。試験の内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

新たな取り組みとして、1次試験においてWeb面接を導入いたします。早い段階での面接を通じて直接対話を行うことで、書類審査だけでは測れない受験者の人柄や意欲をしっかりと評価し、本市が求める人物像に合致する人材を丁寧に見極めてまいりたいと考えております。

採用試験の周知につきましては、試験案内を市役所に設置・配布するほか、広報やいた5月号、市ホームページ、市公式SNS、ハローワークや民間就職支援サイトへの掲載などにより行ってまいります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市庁舎整備基本計画の策定について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○財政課長（矢板 洋） 矢板市庁舎整備基本計画の策定について御報告いたし

ます。

令和7年12月に策定いたしました「矢板市庁舎整備基本構想」において示しております、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性に基づきまして、庁舎整備に係る次の工程となる「庁舎整備基本計画」の策定に着手いたします。

基本計画におきましては、新庁舎の最終的な建設場所、施設の複合化、より具体的な規模や機能等について検討してまいります。

基本計画の策定の検討にあたりましては、学識経験者や市内関係団体の推薦者、公募で選定された市民を委員とする「矢板市庁舎整備基本計画策定検討委員会」を設置しまして、進めてまいります。

第1回目の「矢板市庁舎整備基本計画策定検討委員会」につきましては、5月28日に矢板市文化スポーツ複合施設において開催いたしまして、市長から委員への委嘱および検討事項の諮問を行う予定でございます。検討委員会は、年間6回程度の頻度で、令和8年度から令和9年度までの期間で開催を予定しております。

なお、議員の皆様に対しましては、全議員に検討状況を御承知いただくためにも、「庁舎整備基本計画策定検討委員会」における検討結果や進捗に応じまして、随時御説明してまいります。引き続き、庁舎整備基本計画の策定に係る検討につきましても、御理解、御協力をお願いいたします。

また、庁舎整備基本構想においても示しておりますが、新庁舎建設に着工するためには財源の確保が必要としまして、財源の確保には一定の期間を要することから、現庁舎における身体や生命の安全性確保の観点において、新庁舎が整備されるまでの期間における、必要となる暫定的な措置についても、別途検討してまいります。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 固定資産税及び都市計画税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）特例割合の設定について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○税務課長 「固定資産税及び都市計画税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」の特例割合の設定について御説明いたします。

この地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」につきましては、課税標準の特例割合を国が示す割合を参酌して、一定の範囲内で条例で定める措置となりますが、令和8年度税制改正における地方税法の改正に伴い、国の補助を受けて一定のバリアフリー改修が行われた「特別特定建築物」に係る税額の減額措置が新たに創設されました。

概要につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に改修工事が行われた建物において、翌年度分から2年度分の建物に係る固定資産税及び都市計画税を、国が参酌基準として示す3分の1を参考に、6分の1以上2分の1以下の範囲内で、市の条例で定める割合により減額するものであります。

本市の定める特例割合につきましては、国の参酌基準であります3分の1に設定するものであります。なお、対象となる可能性のある市内の建物は、現在ございません。

以上でございますが、この特例割合の創設を含めました市税条例の一部改正につきまして、6月定例会議に議案として提出いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 子育てに、ヨユウを。プロジェクトの開始について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○こども課長（斎藤敦子） 昨年12月の全員協議会において御報告いたしました「子育てに、ヨユウを。プロジェクト」について、詳細が固まりましたのでご報告いたします。

資料をご覧ください。本プロジェクトは、市総合戦略における人材投資領域の取組方針の一つとして定めた、「働きやすい環境整備、子育て・教育に関する不安感・負担感の軽減を図る横断的取組」として開始するもので、支援の理念を市民の皆様へ直接的に伝える名称を掲げ、「ココロ」「オカネ」「シゴト」「ミライ」という4つの取り組み分野を設定いたしました。

対象となる事業は、資料に記載の事業に加え、新規・拡充事業を含む全50事業で構成しており、令和8年度の総予算額は約3億5,000万円となっております。

本プロジェクトの特徴として、市民の皆様の声を継続的に反映させるため、子育て世帯からの関心が高いと想定される主要15事業について、四半期ごとにWebアンケートを実施し、事業の認知度や満足度を測定するほか、市民の

皆様の声を庁内で共有し、事業の改善につなげることで、常にアップデートし続けるプロジェクトを目指してまいります。

今後につきましては、明日の記者発表をはじめとして、広報やいた7月号での特集掲載、市公式LINEや子育て支援アプリ等を活用した積極的な情報発信を図り、「子育てに手厚い矢板市」としてのイメージを確立してまいります。

本プロジェクトを通じて、若い世代が本市で安心して家庭を築き、将来にわたって「ヨユウ」を持って暮らせる環境づくりを進めてまいります。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○掛下議員 一点確認させていただきます。これまで「こどもまんなか」という政策があったかと思いますが、本プロジェクトとそれらとの関係性、位置付けはどのようになっているのでしょうか。

○こども課長 令和7年度まで「こどもまんなかプロジェクト検討会」として検討してまいりました各事業につきましては、今年度から「子育てに、ヨユウを。プロジェクト」へと移行いたします。その趣旨といたしましては、子育てに係る不安感や負担感が大きい現状に着目し、そこに重点を置いたプロジェクトとして新たに発信していくという関係性になっています。

○掛下委員 これまで「こどもまんなか」に関するパンフレット等も作成されておりましたが、今回のプロジェクト開始に伴い、それらはすべて本プロジェクトの関連資料等へ置き換わるという認識でよろしいでしょうか。

○こども課長 おっしゃるとおりでございます。

○議長 暫時休憩する。 (10:29)

○議長 休憩前に引き続き再開する。 (10:30)

○議長 ほかに御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 矢板市子育て支援 ヨユウをつくる 12の「0円」パッケージについて

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○こども課長 先ほど御報告いたしました「子育てに、ヨユウを。プロジェクト」におきまして、経済的負担の軽減を図る事業を集成し、「矢板市子育て支援 ヨユウをつくる 12の「0円」パッケージ」として周知を図ってまいりますので、御報告いたします。資料を御覧ください。

こちらは、プロジェクトの対象である50事業のうち、結婚や子育てに関わる支援サービスの自己負担額等が無償となる事業を集成したものです。

令和8年度からは、市民の皆様の関心の高い「小中学校の給食費完全無償化」を含め、12事業のうち、9事業を新規または拡充し、「0円」としてスタートいたします。

この「0円パッケージ」は、12事業で完結するものではなく、対象事業が増えるほどメッセージ性が強まり、施策の認知度が高まるものと考えておりますので、今後も事業の充実に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 土地改良事業の実施について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○農林課長（山下征子） 土地改良事業の実施について御報告いたします。

本事業につきましては、令和8年度から令和9年度までの事業として、石関地内の農業用ため池である笹戸溜の防災工事を、土地改良事業により実施するものであります。

本ため池は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、令和2年度に「防災重点農業用ため池」に指定され、令和3年度に長寿命化計画を策定し、劣化状況・豪雨・地震耐性調査を実施いたしました。

その結果、洪水吐処理能力や堤体高の不足、また堤体下流法面からの漏水、洪水吐施設や取水施設の老朽化が判明し、防災対策工事が必要となりました。

土地改良事業の実施につきましては、土地改良法第96条の2第2項の規定により、当該市町村の議会の議決を経て施行することとなっております。本件につきましては、次の定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

⑩ 工事請負契約の締結に係る議案の提出予定について

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○建設課長（小林徹） 工事請負契約の締結に係る議案の提出予定について御報告いたします。

乙畑市営住宅（低層）解体撤去工事につきましては、昭和 44 年から昭和 50 年に建築された乙畑市営住宅 19 棟分の解体撤去となります。

令和 8 年 4 月 30 日に条件付一般競争入札によりまして、市内 8 社に応札いただいた結果、落札者が株式会社浜屋組となり、昨日（5 月 13 日）付で仮契約を締結したところでございます。

落札金額は税込みで 2 億 3,080 万 2,000 円、落札率は 95.86%、工期は令和 9 年 3 月 26 日までとなっております。本工事請負契約につきましては、条例の定めるところにより議決が必要な契約となります。次の定例会に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本工事につきましては、アスベスト等の除去費用を含め、一般的な処理費を計上しております。解体時の専門業者による詳細な分析調査により、高度な処理を伴う工事手法への変更や、金額の増額の可能性もございますので、御承知おき願います。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑪ 矢板市水道事業変更認可申請について

○議長 次に、⑪について説明を求めます。

○上下水道事務所次長（高久英治） それでは、「矢板市水道事業変更認可申請」につきまして御説明いたします。

水道事業につきましては、水道法に基づき経営の認可を受け、水道事業を営しております。

今回の申請は、以前より整備を進めております泉地区の取水施設等の統廃合が、主たる目的でございますが、これに合わせて、過去の施設対策に係る内容につきましても、今回一括して変更認可の申請を行うものであり、新たな施設整備を行うものではございません。

本申請により、これまでの実態と事業計画の整合を図ることは、今後の国や県との協働に必要なものになってくるため、今回、過去分も含めて一括して行うものでございます。

変更認可の内容でございますが、別添資料1枚目「変更認可申請の概要」をご覧ください。1の主な変更内容でございます。(1)の基本項目から(4)の浄水方法が、変更の内容となります。また、このうち(3)取水位置の変更と(4)浄水方法の変更があった場合、変更認可を受ける必要があるため、今回、県へ変更認可の申請を行うものでございます。

別添資料2枚目は各水道施設の位置図でございます。取水施設で申しますと、青色が廃止する6箇所、赤色が追加する6箇所などを表示しております。冒頭でも申し上げましたが、過去の内容も含めて、これまでの施設の実態と事業計画の整合を図るものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日御報告をさせていただいた後、県へ変更認可の申請を行ってまいります。また、県の認可が下りましたら、今回の変更認可の内容に係る「矢板市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の一部改正を進めてまいりますので、その際にはよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4、その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 45)

令和 年 月 日

議長